

石狩市障がい者福祉計画策定の基本方針について

1 計画策定の背景

平成23年8月に障害者基本法が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられ、また、平成25年4月には、障害者自立支援法が障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として改正施行された。

平成28年4月には障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行された。また、同年6月には障害者総合支援法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成30年4月から施行された。また、令和3年9月には「医療的ケア児支援法」が施行され、国や自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことが明文化された。

石狩市では、令和3年3月に「第4期障がい者計画」（令和3年度～令和8年度）、令和6年3月に「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」（令和6年度～令和8年度）を策定し、計画的な障がい者施策の推進を図っている。

令和8年度には、現行の「第4期障がい者計画」「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい福祉計画」が終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び数値目標の達成状況を検証し、国の計画・基本指針や北海道の計画、近年行われた制度改革を踏まえ、「第5期障がい者計画」「第8期障がい福祉計画」及び「第4期障がい児福祉計画」を策定するものとする。

2 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、石狩市の「第5期総合計画」や「第5次地域福祉計画」及び各分野別計画と整合性を図るものとする。なお、石狩市の「障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」は一体的に策定する。

(1) 石狩市障がい者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」に相当し、障害福祉サービスの提供体制の整備だけでなく、保健・医療・教育・社会参加・災害時の支援など、石狩市の障がい者施策の総合的な展開・推進を図るための計画として位置づけられる。

(2) 石狩市障がい福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」に相当し、障害福祉サービス及び相談支援などの提供体制の確保に関する事項等を定める、「石狩市障がい者計画」の実施計画として位置づけられる。

(3) 石狩市障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」に相当し、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定める、「石狩市障がい者計画」の実施計画として位置づけられる。

3 計画対象期間

- (1) 第5期障がい者計画 令和9年度から14年度までの6年間
- (2) 第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画 令和9年度から11年度までの3年間

4 計画策定体制

- (1) 石狩市障がい者福祉計画策定委員会の設置

計画の策定にあたり、市民参加の推進を図る観点から公募市民、学識経験者及び関係機関等により構成される策定委員会を設置し、計画案の検討を行う。

- (2) 市民等からの意見・要望等の収集

- ①市民アンケート

障害者手帳の所持者等及びその保護者より、石狩市が取り組んでいる施策についての意見や、今後の障がい福祉の発展に望むことなど、様々なニーズを把握したうえで、計画策定のための基礎資料として活用していくことを目的として実施する。

- ②事業所アンケート調査

「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の各種サービスについて見込量や地域住民との相互理解等の実態を把握し、計画策定のための基礎資料として活用していくことを目的として実施する。

- ③団体ヒアリング調査

障がいのある人の関係団体や支援機関に対して、石狩市の現状や課題、今後の意向を把握し、石狩市の障がい福祉のニーズや課題を整理することを目的として実施する。

- (3) 石狩市地域自立支援協議会への意見聴取

計画案の策定に当たり石狩市地域自立支援協議会へ報告し、意見を聴取するものとする。

5 計画策定上の留意事項

- (1) 市議会への報告

計画策定に当たっては、基本方針の策定及び市民意見公募手続（パブリックコメント手続）の実施の際等、適宜、市議会に対し報告を行う。

- (2) 情報の公開

市ホームページ等により、策定委員会の会議要録の公表を行うとともに、計画案（素案）に係る市民意見公募（パブリックコメント）の結果の公表を行う。

6 計画策定スケジュール

令和8年 6月 第1回障がい者福祉計画策定委員会

（第4期障がい福祉計画の進捗状況評価報告及びアンケートについて）

令和8年 6月～7月 団体及び事業所を対象にアンケート調査実施

令和8年 8月 第2回障がい者福祉計画策定委員会

（第8期障がい者福祉計画及び第4期障がい児計画の策定について）

令和8年11月 第3回障がい者福祉計画策定委員会

(パブリックコメント(案)の確定について)

令和8年12月～パブリックコメントの実施(12月から1月までの1か月)

令和9年 2月 第4回障がい者福祉計画策定委員会(改定案の確定)